

会員各位

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会長 鎌本行廣
(公印省略)

軽油引取税の課税免税の特例措置に係る令和5年度使用
実績調査について（依頼）

本会の業務運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、林野庁木材産業課長から、昨年に引き続き、軽油引取税の課税免税の特例措置
継続を目的とした調査（令和5年度使用実績）について、協力依頼がありました。

特例措置については、令和6年度税制改正要望において、令和9年3月末までの延長
が認められたところですが、今後の税制改正要望においてより一層厳しい折衝が見込ま
れることから、特例を継続するためには、各業種において特例が十分に活用され、林業・
木材産業の経営に寄与していることを実績として示す必要があるとのことです。

つきましては、大変お忙しいとは存じますが、別添の「令和6年度免税軽油使用状況
調査票」（令和5年度使用実績）により、令和7年1月21日（火）までにメール又は
FAXにてご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度の調査で回答いただいた方には直接、依頼文を送付させていただきます。

なお、調査票のファイル（エクセルデータ）は、県木連のホームページからダウンロ
ードできますのでご活用ください。

※県木連ホームページ <https://www.kumamotonoki.com/>

※提出先

- ・メールアドレス ooiwa@kumamotonoki.com
- ・FAX番号 096-382-7893

熊本県木材協会連合会
担当者：大岩
TEL 096-382-7919
FAX 096-382-7893

林業者等に対する軽油引取税の免税《軽油引取税》

1. 特例の対象者

対象者は、下表のとおりです。

林業者等	林業を営む者、前年度の素材生産量が1,000m ³ 以上の素材生産業を営む者
木材加工業者	一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、プレカット製品製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業を営む者
木材市場業者	木材市場(売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場)を開設し経営する事業を営む者
バーク堆肥製造業者	バーク堆肥製造業を営む者

2. 特例の内容

下表の対象者ごとに下表に示す軽油については、都道府県知事より免税証の交付を受けた場合、軽油引取税が免除されます。

林業者等	・林業又は素材生産業で使用する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油
木材加工業者	・事業場内において木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油
木材市場業者	・事業場内において木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油
バーク堆肥製造業者	・事業場内において、堆肥の製造工程または、堆肥やその原材料の積卸し運搬に使用するショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等の動力源のための軽油

3. 特例の効果

税率は32.1円/リットルとなっています。

例えば、1,000リットル使用する場合は32,100円の効果となります。

担当部署	林野庁木材産業課企画班
お問い合わせ先	[代表]03-3502-8111(内線6103) [直通]03-6744-2293
	林野庁経営課組合事業班
	[代表]03-3502-8111(内線6083) [直通]03-6744-2288